

2019年3月31日

## 2019 年度 JWTA 強化指定選手 選考規程

## 1. JWTA 強化指定選手の選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、JWTA)は、パラリンピック等で優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該 JWTA 強化指定選手選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、2019 年度における選考基準を以下に提示する。

## 2. 選考に際して基準とした事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること。
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること。
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること。
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること。
- ⑤ 以下指定ランク条件の何れかに該当していること。

(男子クラス)・Sランク選考基準世界ランキング 1位 ~ 4位

・Aランク選考基準世界ランキング 5位 ~ 12位

・Bランク選考基準世界ランキング 13位 ~ 22位

・Cランク選考基準世界ランキング 23位 ~ 40位

(女子クラス) ·S ランク選考基準世界ランキング 1位 ~ 4位

・A ランク選考基準世界ランキング 5位 ~ 10位

・Bランク選考基準世界ランキング 11位 ~ 22位

(クアードクラス) ·Sランク選考基準世界ランキング 1位 ~ 4位

・Aランク選考基準世界ランキング 5位 ~ 8位

・Bランク選考基準世界ランキング 9位 ~ 12位

※各クラスに D ランク(ナショナルスタッフ推薦枠)を設け、随時強化部にて厳正に審査し、 理事会で決定する。(下記四角枠内、 0×1、2、3 3 を参照のこと)

※指定ランクの高い順から優先的にサポートを行う。(S > A > B > C > D)

- ⑥ JWTA 強化指定選手の更新・追加は年2回(4月・10月)とする。
- (7) パラリンピック開催年の強化指定選手は、当該パラリンピック出場予定選手のみの選考とする
- ⑧ JWTAより提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること。

- ※ 1 積極的に国内外の試合に参加するなど、技術向上に努める姿勢などを評価し選考の対象とする。
- ※ 2 満14歳以上で、自立した行動がとれる者に限る。
- ※ 3 選手の活動意向が本事業の本質に沿わない場合には、選考の対象とはならない。

## 3. JWTA 強化指定選手としての尊守事項

- 指定された合宿への参加
- 指定された国際大会への出場
- 指定された当協会事業への参加協力
  - ※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に 強化部に理由を書面にて申告、強化部の了解を得なければならない。
- 大会出場予定ならびに結果報告
- 健康など医学的状況変化の報告
- アンチ・ドーピングに関する各種規定
- 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則

以 上